松本市特定農地貸付規程

平成 9 年 3 月 12 日 告示第 50 号

(目的)

第1条 この規程は、野菜及び花等の栽培による農業体験を通じ、自然に親しむとともに農業に対する理解を深めることによって農村地域の活性化を図るため、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平成元年法律第58号。以下「法」という。)の規定に基づき、松本市が行う特定農地貸付け(以下「貸付け」という。)の実施及び管理運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(貸付主体)

第2条 貸付けは、松本市が実施するものとする。

(貸付対象農地)

第3条 貸付けの用に供する農地(以下「貸付農地」という。)の所在、地番、面積、貸付農地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに当該農地について取得しようとする権利の種類は、別に定める。

(貸付条件)

- 第4条 貸付条件は、次のとおりとする。
 - (1) 貸付期間は、5年以内とする。
 - (2) 貸付けに係る賃貸料は、別表のとおりとする。
 - (3) 農園(貸付農地及び貸付農地に附帯して設置される農機具収納施設等当該農地の保全又は利用上必要な施設の総体をいう。以下同じ。) において次に掲げる行為をしてはならないものとする。
 - ア 建物及び工作物を設置すること。
 - イ 営利を目的とした作物を栽培すること。
 - ウ 貸付農地を第3者に転貸すること。
 - エ 樹木及び多年生植物を栽培すること。
 - オ 近隣の土地又は指定された区画以外に立ち入ったり、近隣住民や他の借受者に迷惑を及ぼすこと。
 - カ 廃物、汚物等の農作物栽培に必要としない物の搬入及び耕土の搬出をすること。
 - キ その他農園の運営目的に反すること。

(募集の方法)

第 5 条 貸付けを希望する者(以下「希望者」という。)の募集は、「広報まつもと」に掲載する等による一般公募とし、募集期間についても掲載する。

(申込みの方法)

第 6 条 希望者は、原則として募集期間内に松本市へ借受申込書を提出する。

(選考の方法)

- 第7条 前条の申込書を提出した者(以下「申込者」という。)の中から貸付農地を借受けるもの(以下「借受者」という。)を決定するとともに、その旨を当該借受者に通知し、貸付契約を締結する。(貸付契約は1年契約とし、最長5年まで継続して貸付けを行うことができる。)この場合において、申込者数が募集した数を上回る場合は、抽選又は申込み順(事前に周知した方法による。)により借受者を決定する。
- 2 継続使用を希望する借受者は、前項に規定する抽選又は申込み順によらず、現に借受けている区画を借受けることができる。
- 3 貸付区画は、原則として 1 借受者につき 1 区画とし、貸付区画に残余が生じたときは複数区画を希望した借受者に対して適正な区画を追加配分することができる。

(貸付契約の解約)

- 第8条 松本市は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付 契約を解約することができる。
 - (1) 借受者が貸付契約の解約を申し出たとき。
 - (2) 第4条第3号に掲げる行為をしたとき。
 - (3) 貸付農地を正当な理由なく耕作しないとき。
 - (4) 松本市の指示に従わず、又は借受者としてふさわしくない行為があったとき。
 - (5) 農園の管理運営において特別な事情が生じたとき。

(貸付の中止)

第 9 条 松本市は、農園の管理運営において特別な事情が生じたときは、 新たに特定農地貸付は行わないものとする。 (貸付農地の返還)

第 10 条 借受者は、<u>第 4 条第 1 号</u>の規定による貸付期間が満了したとき 又は<u>第 8 条</u>の規定により貸付契約を解約されたときは、直ちに貸付農地 を原状に復し、返還しなければならない。

(賃貸料の不還付)

第 11 条 借受者が既に納めた賃貸料は、還付しない。ただし、借受者の 責に帰さない理由により貸付けができなくなったとき又は松本市が相 当な理由があると認めたときは、その一部又は全部を還付することがで きる。

(損害補償)

- 第 12 条 松本市は、<u>第 4 条第 1 号</u>の規定による貸付期間の満了、<u>第 8 条</u> の規定による貸付契約の解約、天災、病害虫、盗難その他の原因によって発生した農作物、器材等の損害又は事故に対しては、その責を負わないものとする。
- 2 借受者は、借受者の責に帰すべき理由により農園の施設等をき損、撤去したときは、その損害を賠償するものとする。

(管理運営経費等の負担)

第 13 条 当該事業を行うに要する経費(電気料・水道料等)は、あらかじ め借受者の了解のもとに、借受者の負担を求めることができる。

(農園の管理等)

- 第 14 条 借受者は、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 借受者は、松本市又は松本市が農園の管理を委託した者(以下「管理委託者」という。)の指示に従い、貸付農地の管理を行うこと。
 - (2) 借受者は、借受者が使用している区画や使用した施設等について は、清掃及び整理整頓を行うほか、ゴミは持ち帰る等他の借受者 と協力して農園内の環境の整備、保全に努めること。
 - (3) 隣接の借受者とは常に友好関係の維持に努めること。
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、松本市又は管理委託者が必要と認め 指示すること。

附 則

この告示は、法第3条第3項の規定による農業委員会の承認のあった日から施行する。

附 則(平成 15年3月31日告示第113号)

この告示は、平成 15 年 4 月 1 日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日以後の貸付けに係るものから適用する。

附 則(平成 17年3月31日告示第101号)

(施行期日)

1 この告示は、平成 17年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に、梓川村市民農園貸付要綱(昭和 10 年梓川村告示第 11 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示による改正後の松本市特定農地貸付規程の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

別表(第4条関係)

賃貸料

区分	1区画当たり年間	1区画当たり面積
内田地区簡易オートキ	18,000 円 + 電気料・水道	250m²
ャンプ設備付き農園	料の実費を使用者で均	農園 200m ²
	等割りした分	テント・駐車場 50m ²
やまと農園	3,000 円	50m ²